



AM 8:38分受

令和5年5月31日

若桜町議会議長 山根政彦 様

若桜町議会議員 (4 番)

山本安雄



一般質問の通告について

次の事項について、会議規則第6 1 条第2 項の規定により質問の通告をいたします。

記

質 問 事 項	質 問 要 旨 (具体的に)	質問の相手
1 がんばる地域プランの課題について	(1) 鳥取県包括外部監査人から県事業に対する監査結果が公表されました。その中、令和4年度鳥取県包括外部監査報告書では「清流で育つ米と健康をはぐくむエゴマで元気な町づくり」の支援内容等の見直しを指摘されています。 この事業は若桜町が平成29年2月に策定したプランと思われませんが町長の所見を伺います。	町 長
	(2) このプランは、農業の抱える課題解決のための取組を示した計画です。しかし、監査の概要では「エゴマ生産面積は目標の34%、エゴマ搾油量は目標の16.1%であり、補助金で整備された機械類、加工施設の利用状況も低調である。」と指摘されています。各年の成果、課題をどのように把握し対応されたのか伺います。	町 長
	(3) プラン推進のために揚げられていた「26条会議(農地中間管理事業推進に関する法律第26条に基づくもの)が近年開催されていなかった。令和3年度の補助金事業計画ではエゴマ商品販売促進活動が予定されていたが、協議のないまま中止されていた。」と指摘されている。今後、示されているプランの実施体制(フロー図)に沿って町として積極的に関わり指導・助言が必要と思います。町長の所見を伺います。	町 長

若桜町議会議員（ 4 番）

質 問 事 項	質 問 要 旨 （具体的に）	質問の相手
2 （一財）若桜町 観光開発事業団に ついて	（一財）若桜町観光開発事業団の指定管理期間は暫定的に今年の 9 月までとされた。町長は 3 月、4 月の全員協議会で「運営体制を改める」「責任の所在を明確にする」ことを議会に報告されました。その後、新たな体制等（一財）若桜観光開発事業団から示されたものはあったのか伺います。	町 長